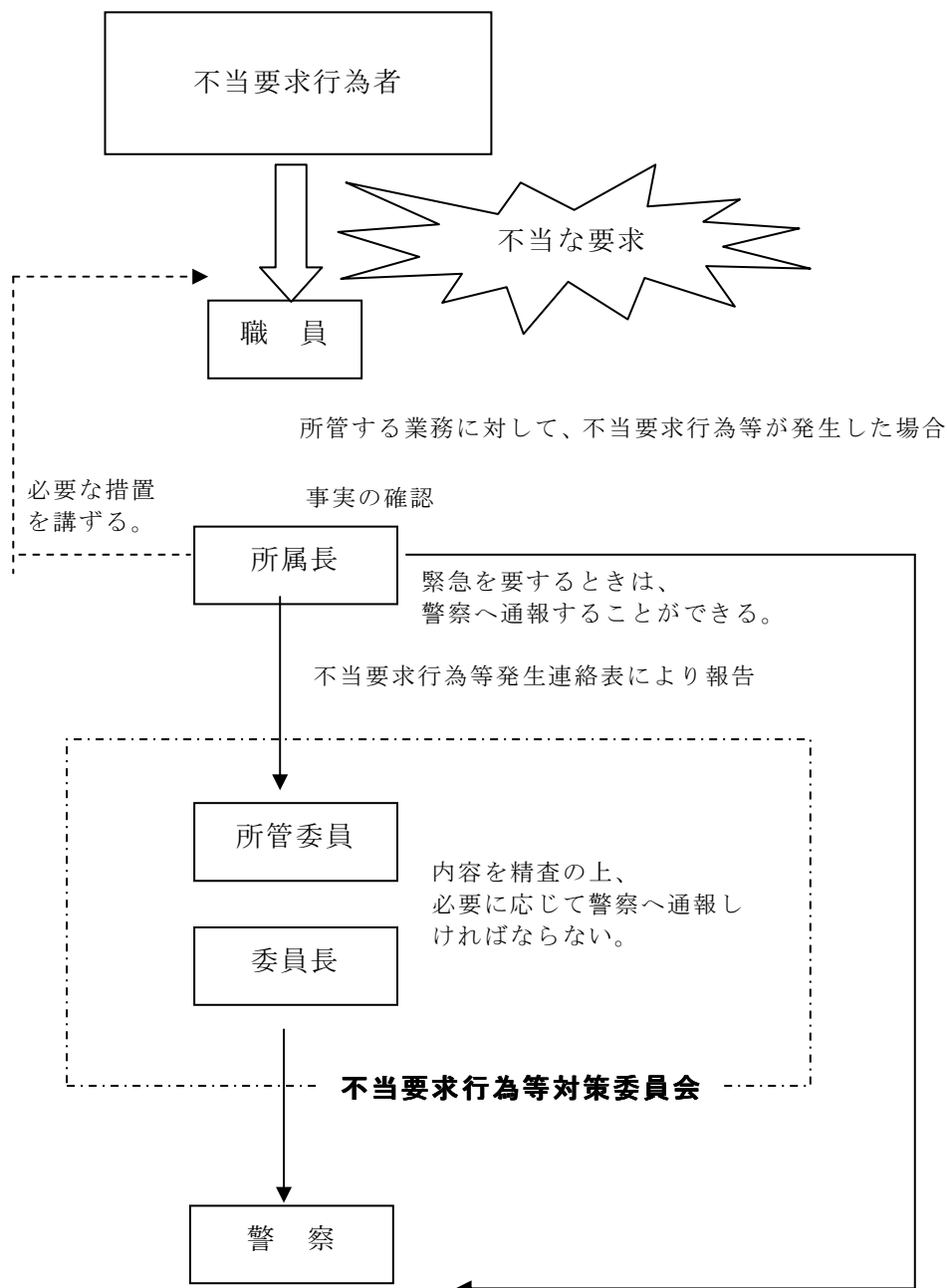


## ● 不当要求行為への対応の流れ（現行の要綱）

大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱



## ● 大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱（平成 15 年訓令第 5 号） 抜粋

（発生事件の報告）

**第 5 条** 所属長は、所管する業務に関係して、不当要求行為等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、その都度、不当要求行為等発生連絡表（別記様式）により、所管委員を経由して委員長に報告しなければならない。

2 前項の所管する業務については、市発注の工事現場に対する不当要求行為等を含むものとする。

3 委員長は、第 1 項に規定する報告を受けた場合は、内容を精査の上、必要に応じて警察へ通報しなければならない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、所属長は、緊急を要するときは、警察へ通報することができる。この場合においては、所属長は、通報した後、委員長に書面又は口頭で報告しなければならない。